

国家戦略特区ワーキンググループ ご説明資料

国土交通省自動車局
令和3年9月30日

旅客自動車運送事業者による貨物運送について

- 従来、運送事業を営む際には、道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づき、**旅客・貨物それぞれの運送に適した体制を整備することが前提**であったが、平成29年より、人口減少に伴う輸送需要の減少が進む地域において、持続的な人流・物流サービスの確保を図るため、貨物自動車運送事業法の許可の取得により、旅客自動車運送事業者による貨物の運送を可能とする**貨客混載を制度化**。
- 具体的には、人口減少に伴う輸送需要の減少が特に深刻であり、持続的な人流・物流サービスの確保のニーズが特に強いと考えられる「**過疎法^{※1}に基づく過疎地域**であり、**人口が3万未満の市町村^{※2}**」を対象地域として設定。
- また、乗合バスについては、**旅客の運送に付随した郵便物や新聞紙等の少量貨物(350kg未満)の運送が従来より可能**であったが(道路運送法第82条)、平成29年より、貨客混載の制度化と併せて、貨物自動車運送事業法の許可の取得により**350kg以上の貨物の運送も可能**とした。

(※1)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号) (※2)人口が3万未満という要件の適用は、合併前の旧市町村単位で判断

制度改正前

【乗合バス】



350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第82条)

【貸切バス・タクシー】

旅客運送に特化

【トラック】

貨物運送に特化

制度改正後 (H29～)

【乗合バス】



350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要

【貸切バス】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る

【タクシー】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る

【トラック】



人を運ぶことを可能とする
(旅客自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る

大阪府大阪市からのご提案

ご提案の概要

工事関係者（建設業員等）の輸送に使用するシャトルバスを

- 工事現場や現場事務所等で使用する工事資材や事務用品
- 工事関係者向けの弁当や飲食料品

の運送に活用するため、貸切バス事業者に係る貨客混載の実施可能地域の拡大をご要望されたものと認識。

見 解

個別の運送方法や運賃収受の形態をみて判断する必要があるが、工事現場等で使用される工事資材や事務用品、工事関係者向けの弁当等の運送が、工事関係者の**旅客輸送に付随する運送**と捉えることができ、**貨物自動車運送事業としての独立した運送行為と認められない**場合には、**貸切バス事業の許可の取得のみで工事資材等の運送が可能**であり、貨客混載の問題にはならず、**貨物自動車運送事業法の許可は不要**と思料される。

長野県茅野市からのご提案

ご提案の概要

タクシー事業者がタクシー車両を用いて医薬品配送を行うため、タクシー事業者に係る貨客混載の実施可能地域の拡大をご要望されたものと認識。

見 解

タクシー事業者が新たに乗合事業の許可を取得して、乗合事業として旅客の運送を行う場合には、**道路運送法第82条に基づき、旅客に付随して少量の貨物の運送することが可能。**